

## ●事務局の考え方

商標法	提案番号	頁	商標審査基準	これまでの指摘事項	事務局の考え方及び提案	備考
第3条	1	P.31	第1項第1号	・商品又は役務の普通名称を単にローマ字又は仮名文字で表示することは、普通に用いられる方法に記載するのではなく、そもそも商品又は役務の普通名称中に記載すべきではないか。	・御指摘を踏まえ検討しましたが、現行の基準通り、普通に用いられる方法に記載してはどうか。	
	2	P.35	第1項第3号	2. (1)「群」は「郡」の誤りではないか。	ご指摘を踏まえ、修正いたしました。	
	3	P.36		書籍以外に、時代背景に合わせて電子出版物についても記載を追加してはどうか。	ご指摘を踏まえ、修正いたしました。	
	4	P.36 ～ P.37		題号として認識されているという基準について、需要者に「広く」題号として認識されているという記載にしてはどうか。	ご指摘を踏まえ、本号に該当するものは、題号等として認識され、かつ、当該題号が特定の内容を認識させる場合というように変更しました。 なお、今回の変更は、あくまでも3号該当性の取扱いを定めたものであり、題号として使用することが商標的使用にあたるかという点については特段の方針を示したものではありませんのでご留意下さい。	
	5			役務「番組の制作」における放送番組名について、書籍と同様に品質表示となるとして、放送番組は連続ものとして作成されるというのが実情であることをふまえれば、「定期刊行物」に準じて考えるべきではないか。		
	6			書籍の題号に関する基準について、条文との関係で記載が読みにくいのではないか。		
	7	P.37		歌手名と認識される場合について、「その著名性から」という記載にすると第3条第2項との関係性も不明確になるので記載を改めるべきではないか。	ご指摘を踏まえ、修正いたしました。	
	8	P.38		4. (3)は、立体商標に限定されないのではないか。	ご指摘を踏まえ、修正いたしました。	
	9	P.38		6. について、記載を改めるべきではないか。	ご指摘を踏まえ、修正いたしました。	
	10	P.38		(事務局提案)	第3条1項3号及び4号で第3条1項1号の「普通に用いられる方法で表示する」の記載を準用しているが、明確化の観点からこれらの準用規定を各号に新たに書き表してはどうか。	
	11	P41～ P42		第1項4号	現行審査基準2. の記載は残すべきではないか。	ご指摘を踏まえ、修正いたしました。
	12	P.43	第1項第5号	「ありふれた」については、「普通に用いられる」という要件との違いが分かりやすくなるような記載に改めるべきではないか。	ご指摘を踏まえ、修正いたしました。	
	13	P.44		3. (1)(オ)の記載は、内容が不明確であるので記載を改めるべきではないか。	ご指摘をふまえ、修正いたしました。	
	14	P.52	第2項	(事務局提案)2.(4)と、現行商標審査基準3.(1)「具体的に・・・」の記載(P50)	現行の商標審査基準3. (1)第2段落の識別力の判断方法は、記載を残すべきではないか(改訂案2. (4))。	
その他	15		(事務局提案)	「●●ないし●●」という記載は、わかりやすさの観点から「●●から●●まで」という表現に改めてはどうか。		
	16		(事務局提案)	例示の際等に付された文章について、注意書きを「(注)」、説明部分を「(解説)」と書き分けてはどうか。		

17			(事務局提案)	審査官が審査の運用にあたり、規範として読み込めるような記載にしてはどうか。(例)「…該当すると判断する。」	
18			(事務局提案)	(イ)、(ロ)、(ハ)という記載は、(ア)、(イ)、(ウ)という記載に改めてはどうか。	